言葉の整理

「倒産」と「廃業」は、同じことではありません。

会社の終わり方をめぐる言葉を、使い分ける

倒産・廃業・解散・清算。似ている言葉の違いが、選べる道の違いです。



あさひ国際会計株式会社

再生型M&Aと連帯保証の解除を専門とする会計事務所

2026年9月版

言葉が違えば、社長に残るものも違います。

こんな場面はありませんか

「倒産」と「廃業」を同じ意味で使っている

どちらも手続きの名前ではありません

「解散」と「清算」の違いがわからない

この2つには決まった順番があります

「保証」と「連帯保証」を区別せずに話している

請求の来かたがまったく違います

専門家の説明が、言葉のところで頭に入ってこない

原因は理解力ではなく、言葉の定義です

自分がどの道の話をされているのか、わからなくなる

言葉が定まると、道筋も見えてきます

本資料は一般的な情報提供であり、特定の結果をお約束するものではありません。法的整理（破産・特別清算等）が適切な場合もあります。手続きの選択は、依頼者が委任する弁護士等の専門家にご相談ください。

まず、
いちばんの
誤解

「倒産」は、手続きの名前ではありません。

手続きの名前ではありません。

倒産

破産・民事再生・特別清算などの総称として使われる日常語です

廃業

事業をやめることを指す一般的な言い方です

解散

会社法471条に6つの事由が定められています。
株主総会の決議のほか、破産手続開始の決定も含まれます

別の出口を選んだつもりでも、倒産と解散の両方に当たる場合があります。

破産・民事再生・特別清算などをまとめて指す、日常の言い方です。
会社法や破産法に、この言葉の定義はありません。一方で「解散」
は会社法に事由が定められ、破産手続開始の決定もそのひとつです。
つまり倒産と解散は、並んだ別の言葉ではなく、重なっています。

解散した会社は、そのあと清算に入ります。

「会社をたたむ」と聞いて、手続きの終わりを思い浮かべたかもしれません。

会社法471条

解散

株主総会の決議などの事由が生じます。
この時点で会社はまだ残っています。

会社法475条

清算

債権を取り立て、債務を弁済し、
残った財産を分配します。

登記で完了

清算結了

財産と支払いの整理を終え、
その完了を登記します。

解散で終わりではなく、清算結了までを一つの流れとして捉えます。

解散は「会社をたたむ」と決まった時点のことで、そこから財産と債務を整理するのが清算です（会社法475条）。ただし合併による解散と、破産手続開始の決定で解散しその破産手続が終わっていない場合は、清算をしません。

保証と連帯保証では、請求の来かたが違います。

保証人と連帯保証人の違いは、民法452条・453条・454条にあります。

保証人

「まず会社に催告してください」
と言えます（民法452条）

「会社に払える財産があり、執行も
容易です」と証明できれば、先に会社の
財産へ執行を求められます（民法453条）

「先に会社へ」と求められる立場です

連帯保証人

催告の抗弁を持ちません

検索の抗弁も持ちません

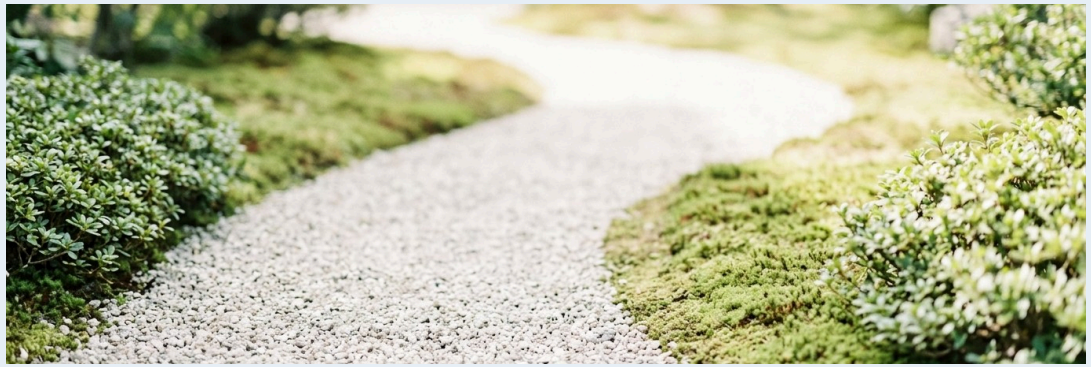
会社に請求する前でも、いきなり自分に
請求が来ることがあります（民法454条）

「保証人になっただけ」ではありません

抗弁の有無で、請求の流れが変わります。

「催告の抗弁」（民法452条）と「検索の抗弁」（民法453条）を、連帯保証人は持ちません（民法454条）。なお保証人でも、会社が破産手続開始決定を受けたときや行方不明のときは、催告の抗弁を使えません（452条ただし書）。
会社の借入の保証は、連帯保証になるのが原則です（商法511条2項）。

手続き



裁判所を通る道と、通らない道があります。

- 口約束だけの保証にも、効力はあるのか
- 破産と民事再生では、何が違うのか
- 事業譲渡と会社分割で、何が移るのか

保証は、書面か電子の記録で結ぶ契約です。

保証の有無を口約束で終わらせず、書面の記載から当たります。

まず確かめること

- 保証書の写しが手元にあるか
- 誰が、いつ、何を保証したのか
- 極度額（上限）の記載があるか

根保証には、法律上の歯止めがあります

極度額がなければ効力なし

2020年4月以降に結んだ個人の根保証は、上限額を定めなければ効力を生じません（民法465条の2第2項）

期日の定めがなければ3年

借入や手形割引による債務を含む個人の根保証は、期日の定めがなければ締結から3年で元本が確定します（同465条の3第2項）

5年を超える定めは無効

5年を超える元本確定期日を定めても、その定めは効力を生じません（同1項）

根保証とは、今後生じる債務もまとめて保証する契約です。元本が確定するというだけで、保証そのものが消えるわけではありません。

保証契約は書面でしなければ効力を生じません（民法446条2項）。電子的な記録も書面とみなされます（同3項）。だからこそ、まず保証書の写しが手元にあるかを確かめることが、状況を把握する最初の一歩になります。

破産・民事再生・特別清算は、目的が違います。

債務超過の疑いが生じ、裁判所を通じた手続きを視野に入れ始めた局面です。

	何をするものか	根拠
破産	**会社の財産を配当して、会社をなくします。解散の事由のひとつでもあります（会社法471条5号）**	破産法1条
民事再生	**債権者の多数の同意と裁判所の認可を受けた再生計画によって、事業または経済生活の再生をはかります**	民事再生法1条
特別清算	**すでに解散して清算中の株式会社に、清算の遂行に著しい支障があるとき、または債務超過の疑いがあるときに、裁判所が開始を命じます**	会社法510条

解散済みかどうかでも、手続きの選択肢は分かれます。

同じく裁判所が関わる手続きでも、何のための手続きかが違います。どれが適しているかは会社の状況によって変わり、この資料で決められるものではありません。

事業譲渡と会社分割では、動くものが違います。

事業譲渡

個々の資産・契約を選んで引き継ぎます

事業の全部、または重要な一部を
譲るときは、株主総会の決議による
承認が必要です（会社法467条1項）

一部の譲渡で帳簿価額が総資産額の5分の
1以下なら、承認は原則不要です（同1項2号）

商号を引き続き使う場合は、譲受会社も債務を
弁済する責任を負うのが原則です（会社法22条1項）

会社分割

事業に関して有する権利義務を、
まとめて承継させます

承継先が既存の会社なら
吸収分割（会社法2条29号）

分割で新しく設立する会社なら新設分割（同30号）

個別の同意なしに債務が移りうる
（債権者保護の手続きあり）

債務が個別の同意なしに移るかが、分かれ目です。

事業を他社へ引き継ぐ方法にもいくつかあります。何が相手に移るのかが違うため、債務の扱いも変わってきます。会社分割でも、残された債権者を害することを知って行ったときは、承継した財産の価額を限度に請求されることがあります（会社法759条4項）。

通称



耳にする言葉が、法律用語とは限りません。

- 定義の条文が無い言葉は、どれなのか
- 呼び方が決まると、相談は進めやすくなるのか
- 言葉の違いで、手元に残るものも変わるのか

よく聞く言葉にも、法律用語でないものがあります。

条文で手続きが決まる言葉

解散（会社法471条）

清算（会社法475条）

特別清算（会社法510条）

事業譲渡（会社法467条）

吸収分割・新設分割（会社法2条29号・30号）

保証・連帯保証・根保証（民法446条・454条・465条の2）

法律に定義がない言い方

倒産

廃業

第二会社方式

経営者保証

私的整理

事業整理

M&A

呼び名だけでは、手続きが特定できないことがあります。

実務でよく使われていても、法律に定義がない言葉があります。間違いというわけではありませんが、人によって指す範囲が違うことがあります。相談の場で出てきたら「それは具体的にどの手続きですか」と確かめると、話が早く進みます。

言葉が定まると、相談は早く進みます。

書類は手元にあっても、相談でどう説明すればよいか迷っているところです。

書類の言葉をそのまま

「保証」なのか「連帯保証」なのか。書いてあるとおりに読み上げていただければ十分です

極度額の記載を探す

個人の根保証なら、上限額（極度額）の記載を確かめます。無くても相談できます

解散しているかどうか

解散を決めたか、登記まで済んだかで、取れる道が変わります

わからない言葉はそのまま

意味を調べてからでなくて構いません。言われたままお聞かせください

書類に書かれた用語が、そのまま状況整理の起点になります。

うまく説明できなくて構いません。ただ、手元の書類に書かれている
言葉をそのまま伝えていただけると、こちらの見立てが早くなります。

言葉が変われば、社長に残るものが変わります。

本資料に記した条文は、すべてe-Gov法令検索（デジタル庁）で原文を確認しています。

この資料で確かめられるのは

この資料で確かめられるのは、「倒産」「廃業」が手続きの名前ではないこと、解散と清算には順番があること、連帯保証人には催告の抗弁も検索の抗弁もないこと、保証は書面か電子の記録で結ぶこと、事業譲渡と会社分割では動くものが違うことです。

この資料では決められません

一方で、あなたの会社にどの手続きが適しているか、連帯保証が解除できるかどうか、個別の契約が有効かどうかは、この資料では決められません。会社の状況によって変わります。

言葉の意味がわかると、専門家の説明が届くようになります。

この資料は言葉の意味を整理したものであって、どの道を選ぶべきかを示すものではありません。なお、状況によっては、法的整理（破産・特別清算等）が適切な場合もあります。法的手続きの実行は、依頼者が委任する弁護士等の専門家が担当します。

次の一歩へ

言葉がわからないまま、で構いません。

書類に書かれていることを、そのままお聞かせください。こちらで整理します。

相談無料・秘密厳守

03-5657-7496

平日 9:00〜19:00　／　最短当日にご対応します

こんな状態でも、ご相談いただけます

- 何を聞かれているのか分からない
- 取引がすでに止まっている
- 手元に費用を用意できない
- 他社にすでに断られた

お電話をいただいたら　**10分ほどうかがう**　→　**論点を整理する**　→　**選択肢をお渡しする**

資料はご用意いただかなくて構いません。その場でお決めいただく必要もありません。

あさひ国際会計株式会社　東京都中央区日本橋兜町17番2号　https://asahi-int.com/